

(仮称) 西予風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、大和エネルギー株式会社が、愛媛県西予市において、総出力16,000kW（定格出力2,000kW級の風力発電設備8基）の風力発電所を新設する事業である。

本事業は、既に系統連携への接続が確保されており、また、本事業の対象事業実施区域である西予市は、まちづくりの一環として再生可能エネルギーの導入を積極的に行っており、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

本事業は、急峻な尾根筋に沿って風力発電設備等を設置するものであるが、一般的に、尾根筋において森林を伐開すると、乾燥や強風等による影響により、新たに生じた林縁部分から森林の劣化が生じる懸念がある。このため、本事業では、風力発電設備のブレード部分を上空で組み立てる工法を採用することとしており、これにより、改変する土地面積は少なくなることが期待される。一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺においては、ミサゴ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されており、また、サシバ、ハチクマ等の渡りも確認されていることから、これらに対する影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、環境影響評価書の作成を行うこと。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④ 対象事業実施区域の周辺には、今後、新たな風力発電所の設置が見込まれていることから、将来的に累積的な環境影響が懸念される。従って、周辺の風力発電事業者との間で、連携体制の構築に努め、他の事業者と協働して、本事業の事後調査及び環境モニタリングの結果の共有、実行可能な範囲で共同調査の実施等を行った上で、これらの調査結果に応じて地域全体の効果的な環境保全措置の検討を行い、追加的な環境保全措置を講ずること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風車の影が一時的にかかる近隣住居の住民へのヒアリングを実施した上、必要に応じて風車の影による影響について環境モニタリングを実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、ミサゴ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認

され、また、サシバ、ハチクマ等の渡りも確認されており、これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥の渡りの時期における鳥類との衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、近傍の風力発電事業者との情報共有に努め、必要な措置を検討すること。また、重要な種の死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(3) 景観について

風力発電設備の設置により足摺宇和海国立公園の利用施設計画に定められている主要な眺望点からの眺望景観を損ねることがないように、風力発電設備の色彩、明度等について、自然景観と調和した景観を構成するよう検討すること。